

標 題：

遭難時における EPIRB の使用について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 308

Date : 平成 11 年 5 月 6 日

船舶管理会社、船舶所有者 各位

運輸省から添付別紙の通り極軌道衛生利用非常用位置指示無線標識装置(EPIRB)の使用について通達がありましたのでお知らせいたします。

関係各位におかれましては、関係する船舶において別紙内容が周知、徹底されますようご協力をお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ： 検査技術部

TEL 03-5226-2027

FAX 03-5226-2029

Void

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

(別紙)

「遭難時におけるEPIRBの使用について」

極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置（EPIRB）を設置する船舶にあっては、万一の遭難時にEPIRBを有効に使用できるよう、以下の事項にご留意願います。

1. 常日頃より、取り扱い説明書等によりEPIRBの正しい使用方法を熟知しておいて下さい。
2. 遭難により救助を求める際には、EPIRBを取り扱い説明書等に指定された正しい手順で作動させて下さい。
3. EPIRBは、遭難者の位置を特定することを目的とした救命設備であるので、退船する際には、退船に使用する救命いかだ等に携行するようにして下さい。

なお、自動浮揚型のEPIRBは、遭難による退船時にEPIRBを持ち出すことができない不測の事態を想定して、当該船舶が沈没する等一定の水圧に達した場合のみにはじめて自動的に浮揚し遭難信号を確実に発信するよう設計されておりますので、自動浮揚型であっても、できる限り、救命いかだ等に携行して下さい。